

平成24年度

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業
(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)

公 募 の 概 要

平成24年5月

本公募の概要は、平成24年5月11日現在の募集内容（予定）を記したもので
す。募集開始時に「公募要領」を公表します。

なお、募集内容は一部変更となる場合もありますので、ご注意ください。

目 次

1. 事業の概要.....	- 1 -
1－1 背景及び目的	- 1 -
1－2 事業概要	- 2 -
(1) 補助金名.....	- 2 -
(2) 公募予算額.....	- 2 -
(3) 補助対象事業者.....	- 2 -
(4) 対象建築物.....	- 2 -
(5) 補助対象設備.....	- 2 -
(6) 補助対象事業.....	- 3 -
(7) 補助率.....	- 3 -
(8) 補助金額.....	- 3 -
(9) 事業期間.....	- 4 -
(10) 事業スキーム.....	- 4 -
(11) 事業スケジュール.....	- 5 -
2. 実施方法.....	- 6 -
2－1 事業の公募について	- 6 -
2－2 交付の申請について	- 6 -
(1) 申請者の区分と留意事項	- 6 -
(2) E S C Oの取り扱い.....	- 7 -
① 削減保証量・ペナルティ.....	- 7 -
② E S C Oサービス料金	- 7 -
③ サービス期間	- 7 -
(3) リースの取り扱い.....	- 7 -
①リース料金.....	- 7 -
②リース期間.....	- 7 -
(4) 割賦販売の取り扱い.....	- 7 -
2－3 建築物についての補足	- 8 -
2－4 補助対象	- 9 -
(1) 補助対象経費の区分	- 9 -
(2) 補助対象範囲.....	- 10 -
(3) Z E B実現に資する基本要素について	- 12 -
(4) エネルギーマネジメントシステムについて	- 13 -
3. 審査及び交付決定について	- 14 -
3－1 ヒアリング	- 14 -
3－2 審査項目	- 14 -
3－3 審査方法	- 14 -
3－4 補助事業者の選定	- 14 -

3－5	交付の決定について	- 15 -
3－6	採択案件の公表について	- 15 -
4.	交付決定後について	- 16 -
4－1	補助事業の開始について	- 16 -
4－2	補助事業の計画変更について	- 16 -
4－3	補助事業の完了について	- 16 -
4－4	報告及び額の確定について	- 17 -
4－5	確定検査	- 17 -
4－6	補助金の支払いについて	- 17 -
4－7	取得財産の管理等について	- 17 -
4－8	利用状況の報告について	- 18 -
4－9	個人情報の利用目的	- 18 -
4－10	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	- 18 -
5.	計算方法について	- 19 -
5－1	エネルギー消費量算出について	- 19 -
(1)	新築、増築、及び改築の建築物に当該システムを導入する場合	- 20 -
(2)	既築の建築物に当該システムを導入する場合	- 22 -
(3)	新築、改築及び増築の賃貸集合住宅に当該システムを導入する場合	- 23 -
6.	公募期間及び書類提出先	- 25 -
6－1	公募期間	- 25 -
6－2	申請書提出先および問合先	- 25 -
6－3	申請方法	- 25 -

1. 事業の概要

1-1 背景及び目的

我が国の最終エネルギー消費の推移を見ると、全体の3割以上を占める民生部門は、産業、運輸部門に比し、過去からの増加が顕著となっている。とりわけ、民生部門の過半を占める業務部門（オフィスビル、小売店舗、病院、学校等）については、家庭部門より増加が著しく、その最終エネルギー消費は1990年比で4～5割程度増加した後高止まりしており、省エネ対策の強化が最も求められている部門である。

我が国は、平成21年9月、すべての主要国による公平かつ実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意を「前提」として、90年比で言えば2020年までに温室効果ガスを25%削減する目標を表明した。今後、中期目標達成のため、新築ビルの省エネ性能向上とともに、既築ビルの省エネ改修の強力な推進が求められている。

さらに、我が国は、2050年までに排出量を60～80%削減する長期目標を掲げている。我が国における建築物の平均寿命は40年であり、これから2050年までに現存の建築物の多くが建て替えられることを踏まえれば、今後、技術革新により新築のビルの省エネ性能を抜本的に高めが必要となっている。

我が国の業務ビルの平均エネルギー消費原単位は2030MJ/m²/年であるのに対し、住宅では500MJ/m²/年程度であり、ZEBの実現は、ゼロ・エネルギー・ハウスに比して、技術的なハードルは遙かに高い。しかしながら、我が国の建築技術（設計・制御・設備関係）には、世界的に見てもトップランナーとなっているものが多い。今後は、これらを複合的に組み合わせ、システム化を図るとともにサービスとして提供していくこと（運用も含めたトータル・システム建築）を求めるべきである。

本事業では、上記経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー新エネルギー部による平成21年5月「ZEBの実現と展開に関する研究会」報告結果を踏まえ、住宅・建築物におけるネット・ゼロ・エネルギー化を目指す。

【ZEBの定義】

建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ又は概ねゼロとなる建築物。

1－2 事業概要

既築、新築、増築及び改築の民生用の建築物に対し、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に資するような省エネルギー性の高いシステムや高性能設備機器等の導入費用を補助する。

(1) 補助金名

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業)

(2) 公募予算額

40億円程度

(3) 補助対象事業者

建築主等（所有者）、ESCO（シェアードセービングス）事業者※、リース事業者等※

※ESCO事業者が申請する場合は、ESCO事業者と建築主との共同申請とする。

またリース等を利用する場合は、リース事業者等を共同申請者とする。

(4) 対象建築物

既築、新築、増築及び改築の民生用の建築物※

用途の区分	具 体 例
ホテル等	ホテル、旅館等
病院等	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等
店舗等	店舗、百貨店、マーケット等
事務所等	事務所、図書館、博物館、郵便局、地方公共団体の支庁等
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、専修学校、各種学校等
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店等
集会所等	集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、パチンコ店等

※民生用の建築物とは、オフィスビル、病院・福祉施設、学校、デパート・スーパーマーケット等エネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、建物用途の区分で『工場等』、『住宅』に属していない建築物とする。

- ただし、賃貸用共同住宅（寮、寄宿舎含む）は、建物の省エネルギー計算が出来る場合、民生用の建築物の扱いとする。
- 建築物全体での申請とし、テナント部分のみ等の申請は受けない。

対象外建築物の例

工場等	工場、畜舎、自動車車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等
住宅	戸建住宅、分譲マンション、別荘等

(5) 補助対象設備

ZEB実現に寄与する 空調、換気、照明、給湯、冷蔵・冷凍等 で構成するシステム・機器

- 対象システム・機器の範囲はP10参照のこと。

(6) 補助対象事業

以下の①～⑦の交付要件を満たすものであること。

＜交付要件＞

①日本国内で事業を営んでいる個人及び法人で、当該システムを国内の建築物に導入すること。

②新築、増築及び改築の建築物の場合、建物全体の標準年間一次エネルギー消費量を30%以上削減できること。

③既築の建築物の場合、建物全体の過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値を25%以上削減できること。

④ZEB実現に資する基本要素を導入すること。

下記※【ZEB実現に資する基本要素】の4項目の内、1項目以上

⑤エネルギー管理システムを導入すること。

●設備間統合制御システム、建物間統合制御システム、設備と利用者間統合制御システム等、詳細はP13参照のこと。

⑥当該システム導入後、設備区分毎に計測が可能な計測装置等を導入し、継続した省エネルギーに関する報告が可能なこと。

⑦エネルギー管理体制・補助事業の遂行能力を有すること。

※【ZEB実現に資する基本要素】

1. 建物（外皮）性能の向上
2. 内部発熱の削減
3. 省エネシステム・高性能機器設備の導入
4. 創エネルギーの導入・その他

●ZEB実現に資する基本要素の詳細はP12～P13参照のこと。

(7) 補助率

補助対象経費の原則1／3以内※とする。

※ただし、エネルギー削減率、ZEBの実現に資する基本要素の以下の条件を満たした上、ZEB実現の技術、先進性、普及性等を総合的に勘案し、審査委員会等の審議を経て、補助率の上限を引き上げて採択することがある。（申請状況を勘案）

【要件と補助率の目安】

補助率	エネルギー削減率	ZEB実現に資する基本要素
上限 1／2以内	40%以上	2項目以上／4項目
上限 2／3以内	50%以上	3項目以上／4項目

●既築の場合、ZEB実現に資する基本要素が既に導入されている場合は、その要素を付帯要件として数えることができる。

●ZEB実現に資する基本要素の詳細はP12～P13参照のこと。

(8) 補助金額

上限 5億円（1事業あたりの総事業費補助金）

(9) 事業期間

原則単年度事業とする。

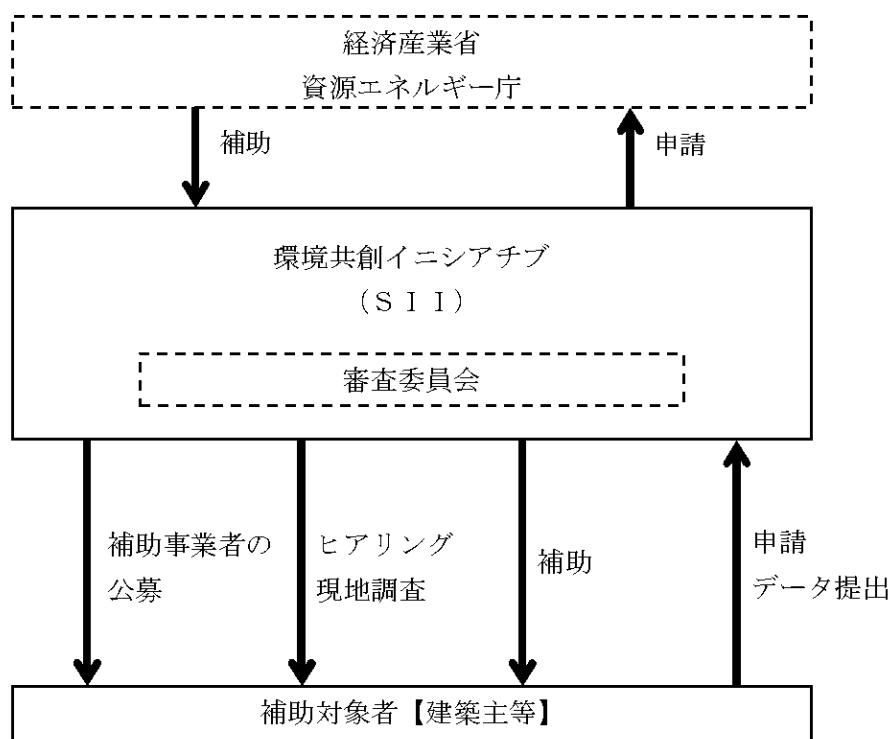
ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能な場合に限り最長2年間までを補助対象期間とする。

公募期間：平成24年5月28日（月）～6月29日（金）

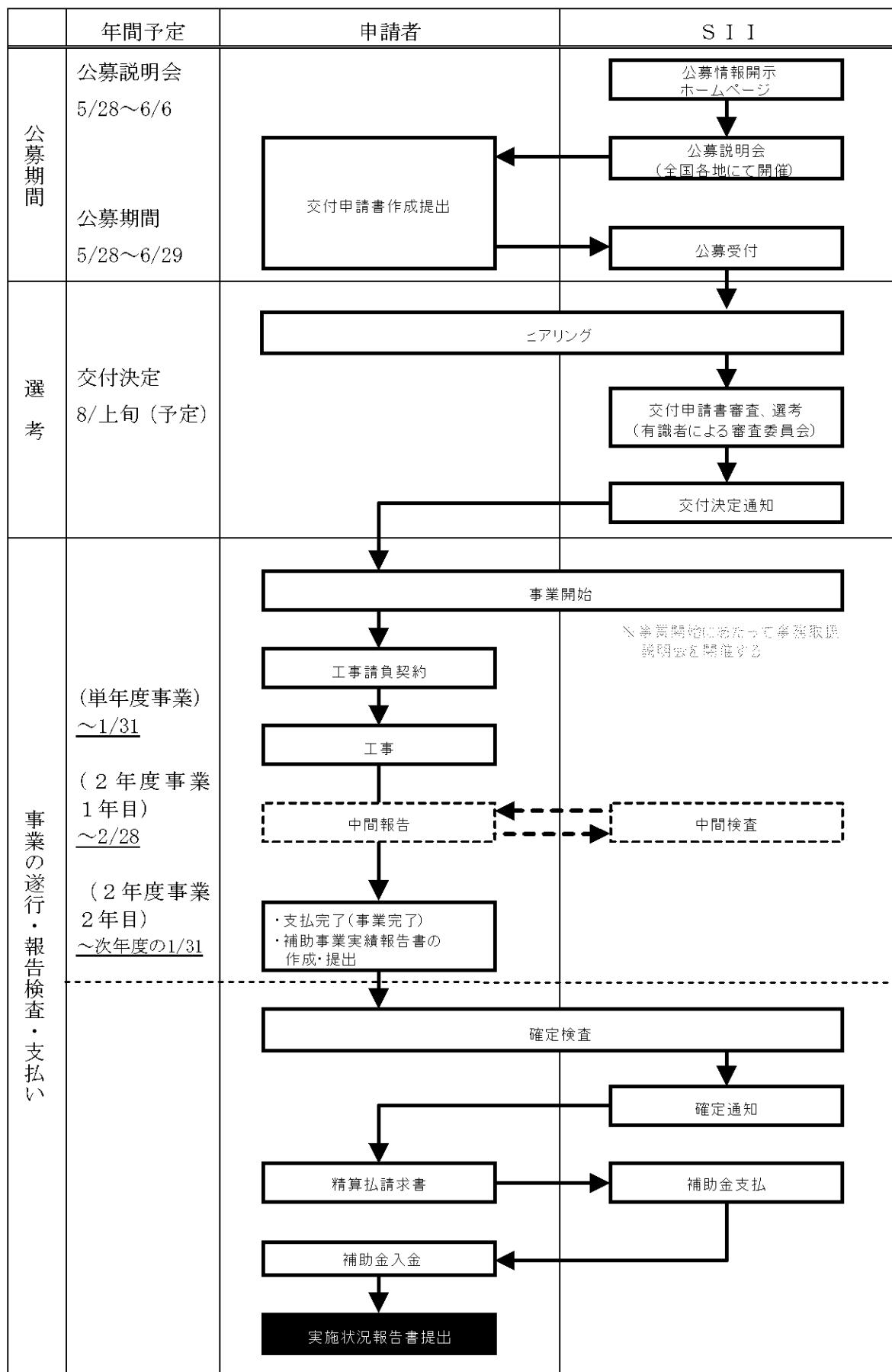
事業期間：交付決定日（平成24年8月上旬予定）～平成25年1月31日

- 注）・複数年度実施する事業については、年度ごとに補助申請を行って交付決定を受けること。
・各年度の交付決定にあたり、次年度の交付決定を保証するものではない。
また、事業を複数年度実施する場合、一年目の補助対象経費は5割程度以上とすること。
・複数年度事業において、途中で事業を中止した場合には、既に交付した補助金の返還が必要となることもあり得るので留意する。

(10) 事業スキーム



(11) 事業スケジュール



2. 実施方法

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）交付規程（以下、「交付規程」という。）に基づき、以下の手順で実施する。

2-1 事業の公募について

SIIは、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し一般公募を行い、補助事業の申込みに必要な事項について、必要に応じて説明を行う。

2-2 交付の申請について

（1）申請者の区分と留意事項

区分	留意事項	備考
建築主等	<ul style="list-style-type: none">建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とする。設備所有者と建物所有者が異なる場合は、申請時に建物所有者全員の設置承諾書を提出することにより、設備設置者単独で申請できるものとする。区分所有の建物の場合で、申請時に原則所有者全員の委任状を提出することにより、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律）に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。この場合、事業に関する集会の決議と規約も提出のこと。	登記簿にて所有権を確認できること。 新築の場合は、確定検査時に登記を確認する。
E S C O (共同申請者)	<ul style="list-style-type: none">シェアードセービングス事業者とし、上記建築主等と共同申請とする。申請における省エネ効果を保証できること。E S C Oサービス料金から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示すること。サービス期間は、導入設備を法定耐用年数（複数の場合は最長のもの）の間使用することを前提としたものであること。	E S C O契約は1事業体とする。
リース ※割賦販売事業者 を含む (共同申請者)	<ul style="list-style-type: none">リース等を活用する場合は、上記申請者に加え共同申請とする。リース料金等から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示すること。リース等の契約期間は、導入設備を法定耐用年数（複数の場合は最長のもの）の間使用することを前提としたものであること。一括リース等とし、部分リース等は認めない。	複数のリース（割賦）を介しての申請は不可。

- 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められない申請者は対象外とする。
- 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。
- 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。
- シェアードセービングス E S C O事業者に建設役割等を担うものが含まれていて、交付決定前に建築主等から事業者として指名されている等の場合に、当該建設役割等を担うものも補助金の交付申請を行ったものと同等の扱いを行う必要が生ずることがあるので注意すること。

(2) E S C Oの取り扱い

① 削減保証量・ペナルティ

E S C O契約書には削減保証量（GJ/年）を記載すること。削減保証量はS I Iが認める特段な理由がない限り申請書に記載したものと同じ数値にすること。また、削減保証量未達の場合の明確なペナルティ条項が無いE S C O契約は認めない。

② E S C Oサービス料金

E S C Oサービス料金から補助金相当分が減額されていること。

③ サービス期間

導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とすること。
なお、E S C O事業者が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認める。
よって、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

(3) リースの取り扱い

①リース料金

リース料金から補助金相当分が減額されていること。

②リース期間

導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とすること。
なお、リース事業者が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認める。
よって、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

(4) 割賦販売の取り扱い

① 割賦料金

割賦料金から補助金相当分が減額されていること。

② 所有权

割賦期間が終了した際は、速やかに共同申請者に所有権移転がおこなわれる契約内容であること。

なお、共同申請者は所有権移転後も、補助対象設備を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

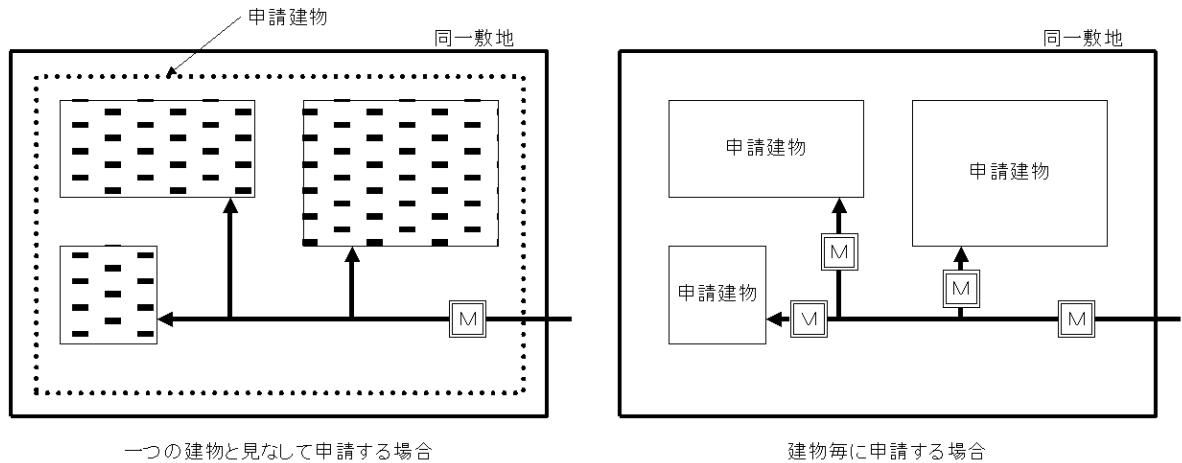
③ 支払い

割賦での支払いは、ファイナンス会社のみとし、工事請負業者に対して割賦での支払いは不可とする。

●補助金相当額が減額されていることを証明する書類として、E S C Oサービス料金やリース料金計算書（内訳書）の月額料の算定根拠により、補助金相当分から利益を得ていないか証明する。内訳書には元本、金利相当額、固定資産税、保険料、業務手数料などの金額を明記し、契約期間内の内訳推移表を作成すること。

2-3 建築物についての補足

- 一つの申請者が複数の建築物について申請する場合、申請は建築物ごとに行うものとする。
但し、チェーン店のように同一業態の複数店舗は、まとめて申請することもできる。
- 同一敷地内に複数の建築物がある場合は、全体を一つの建築物と見なして申請するか、または建築物ごとに申請する。ただし後者の場合は、建築物ごとにエネルギー計量が行われている場合に限る。



2-4 補助対象

(1) 補助対象経費の区分

以下の区分ごとに経費を算出する。

設 備 費	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む。）等に要する経費 (ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)
計測装置費	補助対象システム・機器及び当該システムの省エネルギー効果を診断するのに必要な計測装置の購入、製造、改造等に必要な経費
工 事 費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する経費

●消費税は補助対象外とする。

①補助対象経費の算定等

当該システム導入に係る費用（設備費、計測装置費、工事費）は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を参考として算定されているものであること。

②他の補助事業等との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同第2号に掲げる資金を含む。）が含まれないこと。

他の補助事業に申請している場合は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象を必ず記入すること。

(2) 補助対象範囲

設備費、計測装置費、工事費の補助対象範囲は以下のとおりとする。

費目	項目	対象範囲	補助対象設備の例
設備費	熱源機器	高効率機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水機、マルチエアコン、ガスヒートポンプ、排熱回収型ボイラ等
		複数のシステムの組み合わせによる省エネも対象とする	コーポレート（発電機+排ガスボイラ・排熱冷凍機）、熱回収（熱回収型ヒートポンプ+蓄熱槽）、水蓄熱+大温度差搬送等
	空調・給湯	熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る
		ポンプ	省エネ機器に限る
		空調機器	高効率機器及び器具に限る
	換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る
	電源	受変電設備	高効率機器に限る
		負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る
	照明設備	高効率機器及び器具に限る	LED照明、有機EL照明、インバータ照明、高輝度型誘導灯、照度センサー、人感センサー、照明制御盤、制御用配管配線及び付属品等（屋外設置の照明、非常灯等は対象外）
	冷蔵／冷凍設備	高効率機器に限る（既築のみ）	冷凍機、冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、トータル省エネ制御、冷媒配管、配管配線及び付属品等（ショーケースの棚板、POP等は対象外）
	自動制御設備	省エネ機器及び制御を対象とする	制御機器、盤類（自動制御盤、インバータ盤等）、デマンドコントロール、各種センサー、制御用配管配線及び付属品
計測装置費	再生可能・未利用エネルギー利用設備	再生可能・未利用エネルギー利用機器に限る	太陽熱、井水・河川・地熱、地中熱、バイオマス利用、雪氷、排水熱・廃棄物等（再生可能エネルギーによる発電（太陽光発電・風力発電等）は対象外）
	断熱等	既築の建築物に付加する場合に限る	高断熱、外断熱、複層ガラス・窓、フィルム等（省エネルギー計算ができること）
工事費	計測機器 中央監視 BEMS	計測装置の購入、製造、改造等に必要な経費	電力量計、熱量計、ガスマータ、温度計等 中央監視装置、BEMS装置 配管配線及び付属品
		設備及び計測装置の設置と一体不可分な工事に限る	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、配管・配線工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内運搬費、試運転調整費、仮設費、現場経費等（一般管理費は対象外）

補助対象とならない主な部分

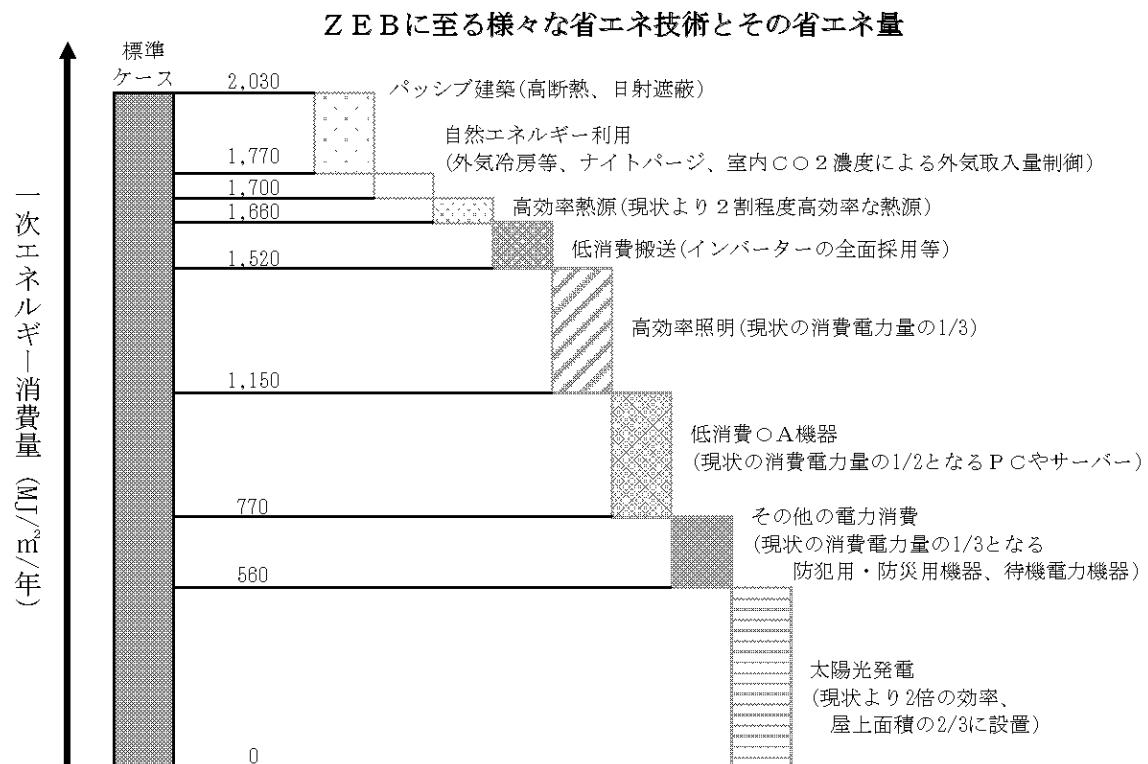
- ・建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等（電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等）
- ・給排水衛生関係
- ・建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策
- ・家電に類するもの
- ・蓄電池
- ・消耗品等
- ・資産計上できない設備等
- ・防災設備、防犯設備、昇降機設備
- ・運用にかかる経費（電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等）
- ・既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・設計費、現場調査費、諸経費、各種届出経費等

(3) ZEB実現に資する基本要素について

【ZEB実現の基本要素】

項目	内 容	認定要件
1. 建物（外皮）性能の向上	建物の外皮性能を向上させ熱負荷の外部要因である日射や温度などを抑制する機能を持ったもの	基準 PAL 値を10%以上低減すること
2. 内部発生熱の削減	建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策を取り入れたもの	対象内部発熱を10%以上低減すること
3. 省エネシステム・高性能機器設入	空調	再生可能・未利用エネルギー利用や高効率化した空調設備やその組合せシステムとしてZEBの実現に資するもの
	換気	自然エネルギーを利用したシステムや、センサー技術を組み合わせてZEBの実現に資するもの
	照明	自然光利用や高度な省エネ効率を持った機器やセンサー技術を組合せてZEBの実現に資するもの
	給湯	再生可能エネルギー利用や高効率化した給湯設備やその組合せシステムとしてZEBの実現に資するもの
	冷凍・冷蔵	再生可能エネルギー利用や高効率化した冷凍・冷蔵設備やその組合せシステムとしてZEBの実現に資するもの
4. 創エネルギーの導入・その他	ZEB実現に向けての創エネルギー(太陽光(PV)、風力、地熱、など)及び蓄電池などの導入。	PV: 10kw以上かつ屋根面積10%以上設置すること

【ZEBの概念図】



【ZEBに資する基本要素に基づいた先端技術の一例】

※下記表は、先端技術の一例で補助対象の可否を示すものではない。

(補助対象範囲はP10を参照)

基本要素項目	設備・システム例				
1. 建築(外皮)性能の向上	高断熱・高気密建物、高性能遮熱断熱サッシ（low-Eガラス、ガス封入、エアフローサッシ）、日射遮蔽ルーバー、ブラインド（センサー制御）、ダブルスキン、屋外緑化（屋上緑化/ビオトープ、壁面緑化）、雨水貯留槽の気化熱利用、蒸散効果利用（外壁散水、屋上散水、ドライミスト）				
2. 内部発熱の削減	スマートネットワーク（オフィスの先進的なIT化）、クラウド化によるOAエネルギーの削減、直流電源化（コンバータ熱ロスの削減）				
3. 省エネシステム・高性能機器設備の導入	空調	再生可能・未利用エネルギーヒートポンプシステム、人感・温湿度・CO ₂ センサー利用による空調制御、タスク&アンビエント空調システム、放射空調による省エネ及び快適性維持、コアンド空調（ダクトレス空調）、デシカント空調（顯熱冷房・排気再生型）、高機能蓄熱システム（氷、潜熱、スラリー）、ヒートリカバリー空調、雪氷利用空調システム、コジェネシステム、フリークーリングシステム、高効率空調機			
	換気	人感・温度・CO ₂ ・COセンサー利用による換気システム、全熱交換器システム、中間期の外気による空調、ナイトバージ（夜間外気利用）、自然換気システム（煙突効果利用）クール&ヒートチューブ（地中熱利用）			
	照明	自然採光システム（光ダクト）、人感・照度センサー利用による照明制御等を利用した高効率照明器具（LED、有機EL）、タスク&アンビエント照明システム、			
	給湯	再生可能エネルギー利用ヒートポンプ給湯システム、未利用エネルギー利用廃熱回収システム（温泉熱、廃材利用）、太陽熱利用+ヒートポンプハイブリット給湯システム			
	冷凍・冷蔵	ショーケース/冷凍機の最適制御システム、高効率冷凍冷蔵機器			
4. 創エネルギーの導入・その他	太陽光発電、風力発電、地熱発電、蓄電池 その他ZEBに資する技術				

（4）エネルギー管理システムについて

エネルギー管理システムには下記1項目以上の制御技術を導入すること。

エネルギー管理	高機能BEMSの導入など、外部或いは内部環境変化に応じた建物の質（快適性・知的生産性等）を追求しつつ、ZEBを実現するための総合エネルギー管理システム（制御技術）
①設備間統合制御システム	複数設備間の連動制御等
②設備と利用者間統合制御システム	人の入退出情報を用いた設備の制御等
③負荷コントロール	各種機器の最高効率運転、気象データに基づく予測制御等
④建物間統合制御システム	エネルギーの面的利用、多拠点エネルギー管理システム等
⑤チューニングなど運用時への展開	長期間にわたる省エネ活動支援、エネルギー管理支援サービス、学習機能付き制御等

3. 審査及び交付決定について

3-1 ヒアリング

公募締め切り後、SIIは申請者に対して必要に応じて申請事業内容等について、ヒアリングを実施する。

3-2 審査項目

審査項目は以下のとおりとする。

	審査項目	内 容	備 考
①	エネルギー削減率	・ ZEBに資する技術を導入した場合の省エネルギー率(省エネ率)により評価を行う。	
②	ZEB基本要素 (先進性・技術)	・ ZEBに資する基本要素についての導入内容の評価を行う。 ・ エネルギーマネジメントの取組内容	
③	費用対効果 (普及性)	・ ZEBに資する技術を導入した場合の費用対効果により評価を行う	補助対象経費ベースの費用対効果
④	その他	・ 事業の継続性 ・ モデル性（ESCO事業、建築物総合環境性能評価認証※の取得） ・ 評価分析手法	

※ (財) 建築環境・省エネルギー機構が実施する建物の環境性能評価認証
(<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/>)

3-3 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を実施する。

3-4 補助事業者の選定

審査項目の合計で総合点を算出し、総合点（エネルギー削減率、ZEB基本要素、費用対効果等）を参考にしつつ審査委員会の審査を踏まえ、補助事業者を選定する。

公募が予算額を超える場合は、以下の調整をさせていただく場合がある。

【調整事項】

- (1) 総合点が上位のものを優先
- (2) 交付決定日、交付決定金額の調整
- (3) 同一の申請者による複数の申請案件について、申請件数や金額の調整

3－5 交付の決定について

交付決定に当たっては、S I I 内に設置した審査委員会における補助事業者の選定結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意して採択者を決定する。

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしていること。
- 申請者の資金調達計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である（直近の決算において、少なくとも債務超過でない）と見込まれること。
- 補助対象経費（設備費、計測装置費、工事費）は、当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として、算定されているものであること。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金、並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適正化法」という。）第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号の掲げる資金を含む。）が含まれないこと。

交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。

なお、申請物件について他の補助事業等に重複して応募している場合、それらを取り下げることを条件に交付決定することとする。

3－6 採択案件の公表について

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要等を S I I ホームページに掲載する。

4. 交付決定後について

4-1 補助事業の開始について

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（工事等の発注、契約）が可能とする。なお、交付決定前に発注、契約等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなる。（ESCO事業の補助対象事業部分も例外ではない。）したがって、補助対象となる工事などの発注、契約等を行うにあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 発注日、契約日は、SIIの交付決定日以降であること。
なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、交付決定後に3社以上の競争入札によって発注先を決定すること。
- ③ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にすること。
- ④ 補助対象外の工事等が発生する場合も、原則として補助対象部分を明確にして補助対象外を含めた全体工事を一括で契約・発注すること。なお、補助対象部分と補助対象外部分を分離して契約する方が合理的である等の理由により、分離契約・発注で処理する場合においても、申請範囲の補助対象外部分について実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること。
- ⑤ 当該年度に実施された機械装置購入、工事等については、当該年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。
- ⑥ 複数年度にわたる事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

事業開始にあたって、採択された方を対象に補助事業の遂行についての事務取扱説明会を実施する。さらに必要に応じて、交付決定後に現地確認を実施する場合がある。

4-2 補助事業の計画変更について

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに報告し、SIIの指示に従うものとする。

4-3 補助事業の完了について

補助事業者が、工事請負業者等に対してすべての支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とする。

4－4 報告及び額の確定について

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は平成25年3月10日のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」をSIIに提出する。
- ② SIIは、「補助事業実績報告書」を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。
- ③ 申請通りの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請通りの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。
- ④ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む）がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

4－5 確定検査

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は、補助金の支払いができないばかりでなく、交付決定の取り消し、不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行に当たっては、細心の注意を払い実施すること。

4－6 補助金の支払いについて

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出する。

SIIは、「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

※共同申請の場合、代表申請者に支払う。

4－7 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は、耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

4－8 利用状況の報告について

補助事業者は、当該システム導入後、既築は1年間、新築は2年間、毎年度のデータをZEBに資する技術の導入効果や削減量などを分析、評価して、「実施状況報告書」によりSIIへ提出する。

その提出期限は、1年分のデータを収集した翌年度の4月末とする。

なお、その実績値が申請目標値を下回る場合はその要因分析などを行い、目標達成まで提出するものとする。

4－9 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係わる事務処理をする他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、事業改善のためのアンケート調査、公募説明会等のご連絡について、利用させて頂くことがあります。

4－10 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

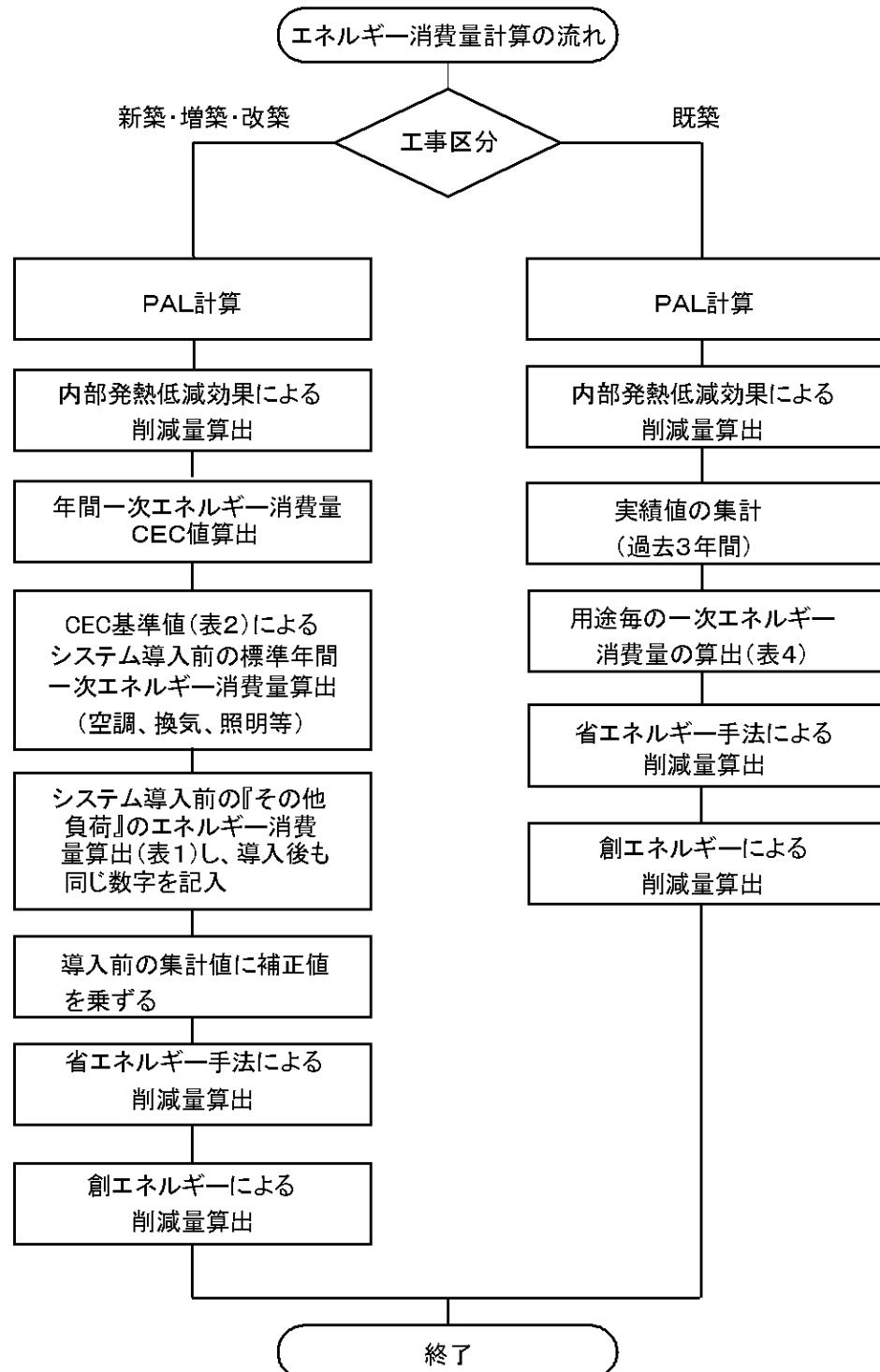
万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ①適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ④SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

5. 計算方法について

5-1 エネルギー消費量算出について



- エネルギー消費量計算は、その計算根拠を示し計算をすること。
- 創エネ、独自の省エネシステム等、妥当性のある根拠を示した独自の計算も認める。

(1) 新築、増築、及び改築の建築物に当該システムを導入する場合

建築物の「標準年間一次エネルギー消費量」を30%以上削減できること。

$$\text{年間一次エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{年間一次エネルギー消費量 (システム導入後)}}{\text{標準年間一次エネルギー消費量 (システム導入前)}}$$

年間一次エネルギー消費量及び標準年間一次エネルギー消費量の計算は、建築物の用途・規模に係わらず、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」（平成21年経済産業省・国土交通省告示第3号）に記載されたC E C計算に基づき算出する。

但し、建物使用時間、機器運転時間、その他機器のエネルギー消費量等を建物使用実態に合わせてエネルギー消費量に反映すること。

又、補助対象外の機器の効率化による省エネルギー量の算入可とする。

1) 年間一次エネルギー消費量

「年間一次エネルギー消費量」は、表1に示すエネルギー消費係数（C E C）計算で求められる用途毎（空調、換気、照明等）の年間一次エネルギー消費量の合計（a）と、（a）で求められていないその他負荷の年間一次エネルギー消費量（b）の和とする。

$$\text{年間一次エネルギー消費量} = \Sigma \text{C E C 用途別年間一次エネルギー消費量 (a)} \\ (\text{システム導入後}) + \text{その他負荷の年間一次エネルギー消費量 (b)}$$

（b）は、（a）で対象となっていないその他負荷の年間一次エネルギー消費量を個別に想定するか、空調と照明の標準年間一次エネルギー消費量の合計に次式で示す係数を乗じて求める。

$$\text{その他負荷の年間一次エネルギー消費量} = 0.4 \times (\text{C E C}_{\text{空調}} \cdot K_{\text{空調}} + \text{C E C}_{\text{照明}} \cdot K_{\text{照明}})$$

C E C_{空調 or 照明}：用途毎のC E C基準値（表2）

K_{空調 or 照明}：用途毎の年間仮想負荷

表1. 年間エネルギー消費量の算出

用途区分		建物用途	ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等
年間消費エネルギー量	空調 (A C)	○	○	○	○	○	○	○	○
	換気 (V)	○	○	○	○	○	○	○	○
	照明 (L)	○	○	○	○	○	○	○	○
	給湯 (HW)	○	○	○	×	×	×	○	○
	昇降機 (E V)	○	×	×	○	×	×	×	×
	コンセント	×	×	×	×	×	×	×	×
	厨房	×	×	×	×	×	×	×	×
	給排水	×	×	×	×	×	×	×	×

○：エネルギー消費係数（C E C）計算で求められる年間一次エネルギー消費量（a）

×：その他負荷の年間一次エネルギー消費量（b）

2) 標準年間一次エネルギー消費量

「標準年間一次エネルギー消費量」は、以下により求める。

標準年間一次エネルギー消費量

$$= (\Sigma CEC_i \cdot K_i + \text{その他負荷の年間一次エネルギー消費量}) \times 0.95$$

CEC_i : 用途毎の CEC 基準値 (表 2)

K_i : 用途毎の年間仮想負荷

(参考) CEC は、以下の式で求められる。

$$CEC = \frac{\text{年間一次エネルギー消費量}}{\text{年間仮想負荷}}$$

表 2. CEC 基準値

建物区分 CEC基準値	ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等
空調 (CEC/AC)	2.5	2.5	1.7	1.5	1.5	2.2	2.2
換気 (CEC/V)	1.0	1.0	0.9	1.0	0.8	1.5	1.0
照明 (CEC/L)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
給湯 (CEC/HW)	0 < Ix ≤ 7 の場合 7 < Ix ≤ 12 の場合 12 < Ix ≤ 17 の場合 17 < Ix ≤ 22 の場合 22 < Ix の場合	1.5 1.6 1.7 1.8 1.9		Ix は、給湯に係る循環配管及び一次側配管の長さの合計 (単位 m) を全使用湯量 (単位 m³) の日平均値で除した値とする。			
昇降機 (CEC/EV)	1.0	—	—	1.0	—	—	—

なお、一次エネルギー消費量の換算値は表 3 による。

表 3. 一次エネルギー換算値

種別	一次エネルギー換算値
重油	1 リットルにつき 41,000 キロジュール
灯油	1 リットルにつき 37,000 キロジュール
液化石油ガス	1 キログラムにつき 50,000 キロジュール
都市ガス (13A)	1 立方メートルにつき 46,000 キロジュール
他人から供給された熱 (蒸気、温水、冷水)	1 キロジュールにつき 1.36 キロジュール又は最新のものがある場合はその値
電気*	1 キロワットにつき 9,760 キロジュール (夜間買電を行う場合においては、8時から22時までの消費電力量については1 キロワットにつき 9,970 キロジュールと、22時から翌日8時までの消費電力量については1 キロワットにつき 9,280 キロジュールとすることができます)

*システム導入前・後にて用いる換算値は統一すること。

(2) 既築の建築物に当該システムを導入する場合

過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値を25%以上削減できること。

$$\text{年間一次エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{年間一次エネルギー消費量 (システム導入後)}}{\text{標準年間一次エネルギー消費量 (システム導入前)}}$$

計算は、以下の手順で行う。

表4. 既築の計算手順

No.	計算手順	内 容	備考
1.	実績値の集計	電気、ガス、油等の使用量の集計、ならびに一次エネルギー量の算出。	一次エネルギー消費量の換算値は表3による。
2.	用途区分毎のエネルギー消費量の算出	エネルギー消費量は、用途区分（空調、換気、照明、給湯、昇降機、その他）別に求める。特に省エネ計画している用途区分は結果を検証する際のベースとなるので、積上げ算出をする。実績値等がわからない場合は、表5の比率を参考とする。	【実測値がある場合】 その数値を用いる。 【実測値がない場合】 稼働状況からの算出値を用いる
3.	省エネルギー量の算出	導入するシステム毎にエネルギー消費量を求める。	補助対象外の機器の効率化による省エネルギー量の参入可。
4.	総合評価	2. で求めたエネルギー消費量と3. の効果を差し引きまとめる。	

表5. 用途区分別エネルギー消費比率 (%)

用途区分 建物区分	ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等
空調	46	30	41	50	41	41	41
換気	5	10	10	5	10	15	10
照明	10	10	25	20	25	20	25
給湯	31	42	11	—	—	—	11
昇降機	3	—	—	3	—	—	—
その他	5	8	13	22	24	24	13
計	100	100	100	100	100	100	100

注意(1)：既築の建築物で、大規模な修繕・模様替、建物用途の変更等の場合には、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」に準じた性能を満たすものとし、PAL/CEC計算によりエネルギー消費量を求ること。

(3) 新築、改築及び増築の賃貸集合住宅に当該システムを導入する場合

建築物の「標準年間一次エネルギー消費量」を30%以上削減できること。

$$\text{年間一次エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{年間一次エネルギー消費量（システム導入後）}}{\text{標準年間一次エネルギー消費量（システム導入前）}}$$

年間一次エネルギー消費量および年間標準一次エネルギー消費量は、共用部と専有部の一次エネルギー消費量を合算して求める。なお、年間一次エネルギー消費量および年間標準一次エネルギー消費量の計算方法は整合性が取れていること。

建築物の省エネルギー基準（PAL/C E C）による計算方法は使用しない。

1) 年間一次エネルギー消費量

共用部の一次エネルギー消費量を【計算方法A】で、専有部の一次エネルギー消費量を【計算方法B】で算出し合算する。

【計算方法A】：計算方法A-1～A-3のいずれかで計算する。計算対象とする建築設備等を表6に示す。

A-1. 共用空間の設備機器の省エネルギー性能評価方法により計算を行う。

(参考文献：一般社団法人 建築環境・省エネルギー機構編 住宅の省エネルギー基準の解説)

A-2. 機器容量、稼働時間、稼働率を基にした積上げ計算により行う。

A-3. その他の方法で計算を行う。(妥当性のある計算根拠を示すこと)

表6. 【計算方法A】で対象とする建築設備等

	計算方法A-1	計算方法A-2	計算方法A-3
暖房	○	○	○
冷房	○	○	○
給湯	○	○	○
照明	○	○	○
換気	○	○	○
E L V	○	○	○
その他		○	○
創エネ			○

【計算方法B】：計算方法B-1～B-3のいずれかで計算する。計算対象とする建築設備等を表7に示す。

B-1. 平成23年度 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業
(住宅に係るもの) 公募要領に準じて行う。

B-2. 機器容量、稼働時間、稼働率を基にした積上げ計算により行う。

B-3. その他の方法で計算を行う。(妥当性のある計算根拠を示すこと)

※：専有部の計算は、世帯単位(戸単位)で行い、棟全体の世帯数(戸数)を掛けて集計する。

※：集合住宅専有部の調理、その他(換気を除く)の計算は、表8に掲げる年間標準一次エネルギー消費量を使用しても良い。

表7 【計算方法B】で対象とする建築設備等

	計算方法 B-1	計算方法 B-2	計算方法 B-3
暖房	○	○	○
冷房	○	○	○
給湯	○	○	○
調理			
照明	○	○	○
換気	○	○	○
その他	○	○	○

2) 標準年間一次エネルギー消費量

- ①省エネ計算対象としている用途区分についての標準年間エネルギー消費量は、「集合住宅の標準一次エネルギー消費量」表8を参考として計算する。
- ②省エネ計算対象としている用途区分については、システム採用前の計算条件を明確に示して計算する。
- ③非居住部分については、導入前後の機器容量は同等とし、COP、効率を設定して計算する。

集合住宅全体の標準年間一次エネルギー消費量は、専有部分①及び②の合計と非住居部分③の年間一次エネルギー消費量を加えたものとする。

ただし、改修の場合は、既存のエネルギーデータを使用して良い。

表8. 集合住宅の標準年間一次エネルギー消費量及び比率

用途区分	I、II地域（寒冷地域）	III～VI地域（温暖地域）
暖房	21,947	40.2%
冷房	37	0.1%
給湯	12,269	22.4%
調理	3,705	6.8%
照明	5,971	10.9%
その他	10,723	19.6%
合計	54,652	100.0%

延床面積：60m² 単位：MJ／年・世帯

(4) 既築の賃貸集合住宅に当該システムを導入する場合

過去3年間の一次エネルギー消費量の平均値を25%以上削減できること。

$$\text{年間一次エネルギー削減率} = 1 - \frac{\text{年間一次エネルギー消費量 (システム導入後)}}{\text{標準年間一次エネルギー消費量 (システム導入前)}}$$

計算は、(2)に準じた手順で行う。

6. 公募期間及び書類提出先

6-1 公募期間

平成24年5月28日（月）～平成24年6月29日（金）17：00（必着）

6-2 申請書提出先および問合先

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-18-11 銀座エスビル5階

TEL : 03-5565-4063 FAX : 03-5565-4062

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第2グループ **ZEB担当宛**

（注意）送付宛先には略称「SII」は使用しないこと。

お問い合わせ：平日 10:00～12:00、13:00～17:00

6-3 申請方法

以下の方法で申請する。

- ① ゼロ・エネルギー化推進室のホームページ (<http://www.zero-ene.jp>) 内のZEB事業ページより「様式及び作成要領」をダウンロードする。
●SIIホームページ (<http://www.sii.or.jp>) よりのリンクもある。
- ② ダウンロードした「様式及び作成要領」に申請内容を入力し出力（プリントアウト）、必要個所に登録印で捺印する。
- ③ 申請書類は、添付書類と共にA4ファイル（2穴、ハードタイプ）1冊に綴じること。
- ④ 表紙及び背表紙に事業名称及び事業者名を記載する。（次項図参照）
- ⑤ 書類名ごと順番にインデックス（書類名）を付けた 中仕切りを挿入し、閲覧しやすいようにすること。
- ⑥ 提出書類チェックシート、提出書類内容チェックシートにて、書類内容を確認し、必ずチェックシートもファイリングすること。
- ⑦ 公募期間中に2部作成し、1部は申請者の控えとする。
捺印した正本1部を SII に送付提出すること。（原則、持込みは受付けません）
● 申請者に対して受け取った旨の連絡や問合せの対応は行わないでの、配送事故等に備え、必ず配送状況が確認できる送付手段（郵便や宅配便、バイク便等）を使用すること。

ファイル体裁

